

武蔵野市

あんしん住まい推進協議会 (居住支援協議会) について



武蔵野市あんしん住まい推進協議会（居宅支援協議会）事務局

（武蔵野市 都市整備部 住宅対策課）

電話番号 0422-60-1905

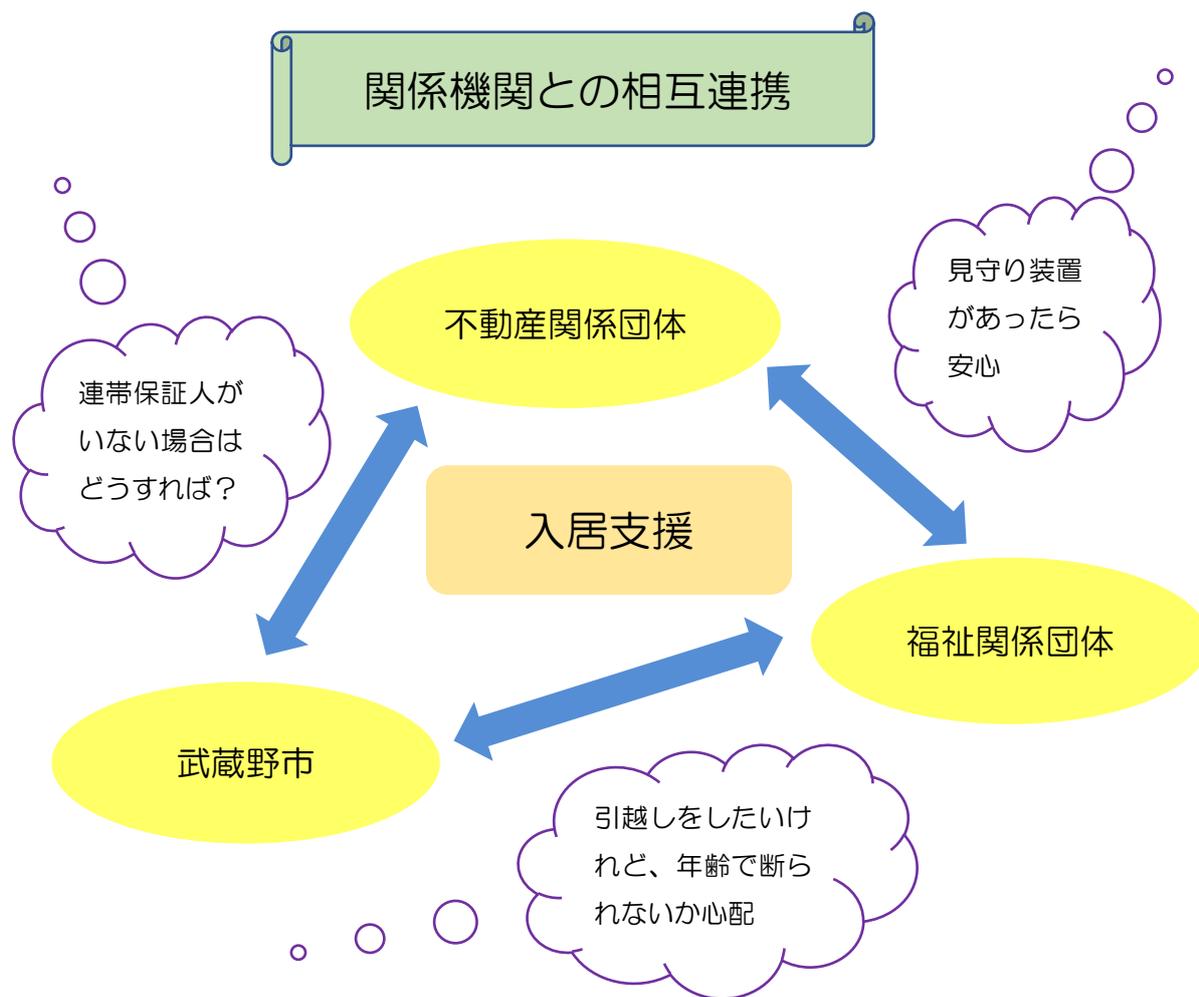
はじめに…

高齢者、障害者等の皆様が立退き等のやむを得ない事情により住宅を探さなければならぬ場合、さまざまな要因により新しい住宅を見つけることが難しい現状があります。市では、このような方々が市内で安心して住み続けることができるよう取り組みを進めます。



あんしん住まい推進協議会とは…

高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の方が住みなれた地域で暮らすために、不動産関係団体、福祉関係団体と連携して、民間賃貸住宅への円滑な入居に必要な支援を協議・検討しています。



★ あんしん住まい推進事業について…

(1) 引越しをしたい方への支援

1. 協力不動産店の紹介

- ・市から各協力不動産店に希望条件等を伝え、部屋探しの手伝いをしてくれる不動産店を入居支援希望者に紹介します。

2. 伴走支援事業者を派遣

- ・ひとりで契約することが困難な場合は、市が伴走支援者を派遣します。(原則 1 人 1 回まで)

3. 家賃債務保証会社を紹介

- ・保証人がいなくてお困りの方へ、市が協定を結んでいる家賃債務保証会社を紹介します。

4. 家賃債務保証会社を利用する費用を助成

- ・家賃債務保証会社への加入が必須条件の場合、保証委託料の一部(初回最大2万円、更新時最大1万円)を助成します(生活保護受給者を除く。)

5. 入居後は、電話や訪問による見守り支援を実施

- ・月1回程度の電話連絡と直接訪問による、見守り、相談支援等を行います。

(2) 賃貸住宅の所有者の方への支援

1. 緊急通報システムの費用を助成

- ・緊急時に警備員が駆け付ける緊急通報システムの設置費・利用料を、1住戸につき年度毎に最大6万円助成します。

2. 死亡事故発生時の原状回復費用・家賃損失に備える保険に市が加入

- ・高齢者等が入居した物件に対して死亡事故発生時のリスク(原状回復費用、空室・値下げの家賃保証等)をカバーする保険に市が加入します。

3. 残置物処理費用発生の場合、最大20万円の助成

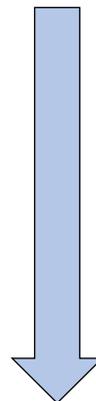
- ・上記2.の、市が加入した保険で補償されない残置物処理費用発生の場合、20万円を上限に助成します。

4. バリアフリー改修費用について最大50万円の助成

- ・本事業を利用して入居した物件にバリアフリー改修が必要な場合、50万円を上限に助成します(事前の相談が必要です、改修の契約前にお問い合わせください。)

★物件紹介⇒入居・見守り支援の流れ

1. 市から協力不動産店に協力依頼
2. 入居希望者が不動産店に相談・契約
3. 入居者と協力不動産店は契約したことを市に報告
4. 入居 ⇒ 見守り支援の実施・各種助成の利用



★ あんしん住まい推進事業利用の要件

(1) 部屋探し等の支援を利用できる人

- 住宅確保要配慮者（低所得者・高齢者・障害者・子ども養育世帯・被災者・外国人など）であること。
- 武蔵野市民であること。
- 住宅に困っていること。
- 世帯全員が自立して日常生活を営むことができること。
- 必要に応じて電話と訪問による見守り支援や緊急通報装置の利用について同意すること。
- 緊急連絡先となる親族、知人がいること。

(2) 入居後の見守りや助成金等の支援対象となる住宅

- 市内にある民間賃貸住宅であること。
- 建築基準法等に違反する建築物でないこと。
- 昭和56年6月1日以降に着工した建築物であること。もしくは耐震診断・耐震改修等により安全性が確認されていること。
- 消防法等に基づき、住宅用火災警報器の設置、消防用設備等の設置及び防火管理等の対策が実施されていること。
- 住戸の専用床面積が原則16平方メートル以上であること。
- 室内に専用の浴室及びトイレを設置していること。
- 借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借でないこと。
- サービス付き高齢者向け住宅でないこと。